

入 札 公 告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月19日

宮城県遠田郡美里町長 相澤 清一

1. 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和5年度北浦地区(町道北浦中埜線) 舗装工事
- (2) 施 工 場 所 遠田郡美里町北浦字浦田上地内
- (3) 工 期 契約日の翌日 から 令和6年3月4日まで
- (4) 工 事 概 要 □施工延長 L=298m
舗装工 A=2,476 m² 路上路盤再生工 A=2,250 m² 縁石工 L=111m
防護柵工 L=228m 区画線工 一式 構造物撤去工 一式
- (5) 支払条件 前 払 工事請負代金の10分の4まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 事後公表（美里町建設工事低入札価格調査実施要綱に示すとおり）
- (8) 失格基準価格 事後公表（美里町建設工事低入札価格調査実施要綱に示すとおり）
- (9) 入札方法 条件付一般競争入札（入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式【特別簡易型】）

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

令和5年・6年度美里町入札参加資格の承認を受けている業者で、下記の条件を満たしていること。

登録業種	舗装工事
事業所の所在地に関する条件	<u>宮城県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。</u>
建設業許可等条件	建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けており、建設業法第27条の23第1項に規定する最新の経営事項審査結果の <u>舗装工事の総合評価値が950点以上であること。</u> 但し、 <u>美里町内に本社（本店）を有する業者は、特定建設業及び一般建設業の許可で舗装工事の総合評価値が600点以上で可とする。</u>
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	① 建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）をこの工事現場に配置できること。 ② 技術者は、建設業法の規定により専任で配置することが必要な場合にあっては入札期日（4の表に定める開札の期日をいう。以下同じ。）の前日から起算して3か月以上前から、それ以外の場合にあっては入札期日の前日から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。 ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。
その他の条件	別紙条件付一般競争入札（ <u>入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式【特別簡易型】</u> ）公告共通事項に示すとおり

3. 入札担当課

区 分	担 当 課	電話番号	住 所
入札担当課	美里町総務課	0229-33-2103	遠田郡美里町北浦字駒米 13【本庁舎】
工事担当課	美里町建設課	0229-33-2143	遠田郡美里町北浦字駒米 13【東庁舎】

4. 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等の閲覧	令和5年 9月19日（火）から 令和5年10月10日（火）まで	遠田郡美里町北浦字駒米 13 美里町総務課
質問の受付	令和5年 9月28日（木）から 令和5年 9月29日（金）まで	遠田郡美里町北浦字駒米 13 美里町総務課
回答書の閲覧	令和5年10月 2日（月）から 令和5年10月 3日（火）まで	遠田郡美里町北浦字駒米 13 美里町総務課
入札書受付締切	<u>令和5年10月11日（火）</u> (同日午後4時まで到達したもの を有効とする。 <u>但し、配達証明付郵便に限る。)</u>	郵送先 〒987-8602 遠田郡美里町北浦字駒米 13 美里町総務課
開 札	令和5年10月13日（金） 午前10時00分から	遠田郡美里町北浦字駒米 13 美里町役場本庁舎3階大会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	遠田郡美里町北浦字駒米 13 美里町総務課

（注1）上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（注2）設計図書等とは、当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項等をいう。

5. 入札参加時の提出書類

入札参加を希望する者は、以下の書類を配達証明付郵便にて提出するものとする。（持参は認めない）

- （1）入札書
- （2）工事費内訳書（設計図書等の閲覧にて示した設計内訳書様式に金額を記載したもの）
- （3）総合評価落札方式・価格以外の総合評価技術資料（当該工事の落札者決定基準別記様式1）
- （4）その他入札執行者が必要と認めた書類（担当者の名刺）

6. 資格審査時の提出書類

- （1）入札執行者から開札後入札参加確認書類の提出を求められた場合は、下記の書類を提出すること。

- イ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ロ 建設業の許可書の写し
- ハ 経営事項審査結果通知書の写し
- ニ 配置技術者届出書（様式第2号及び雇用関係を示す書類【健康保険証写し等】）
指名停止確認調書（様式第4号）
- ホ 委任状（代表者以外の者が、上記の書類を提出する場合）
- ヘ その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

※ 上記の様式は、美里町ホームページよりダウンロードできる。

7. 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目、評価内容及び評価基準並びに落札者決定基準は、当該工事の「美里町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」に示すとおりとする。

8. 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求める。なお、総合評価技術資料のうち別記様式1については、入札書等を郵送する際に同封することとし、それ以外の総合評価技術資料は落札候補者が決定した段階で、入札執行者から提出を求められた入札参加者が提出すること。
- (2) 総合評価技術資料は、落札決定の評価以外には使用しない。（当該資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）
- (3) 総合評価技術資料は返却しない。
- (4) 総合評価技術資料は、公表しない。（情報公開条例に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。）
- (5) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- (6) 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないものの入札は無効とする。
- (7) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められた場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (8) 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

※ 上記の様式は、美里町ホームページよりダウンロードできる。

9. 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧は4（入札日程）に示すとおりとするが、下記の場所において有料で複写することもできる。（ただし、日曜日及び祝日並びに第2・4土曜日を除く。）

名 称	株式会社 アート	電 話 及 び FAX 番号	0 2 2 9—2 2—2 3 8 9 FAX 0229-91-0339
所 在 地	大崎市古川字本鹿島256—1		

10. その他

- (1) 本工事の応札者が1社の場合でも有効とする。
- (2) 落札者は、7日以内に所定の契約書により町と工事請負契約を締結すること。
- (3) その他の事項は、別紙「条件付一般競争入札（入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式【特別簡易型】）公告共通事項」に示すとおりとする。
美里町ホームページにて閲覧できる。
- (4) 本工事において、単品スライド条項適用対象資材の取扱いは、宮城県に準拠する。